

東国出身の防人達

曾我部 静雄

【要約】 我が律令時代に筑紫・壹岐・対馬には、警備のために防人が配置されていた。この防人には東国出身者が多く当てられ、特に孝謙天皇の天平勝宝頃の防人は、その悉くが東国出身者であつた。これは何故であらうか。これは唐の防人の主力は山東出身者であつたのを模倣したためであらう。

一 唐の防人

中国の均田法に伴う兵制である府兵制度は、南北朝時代の北朝の西魏に起つたものであつて、それを北周を経て隋が継承し、更に唐に及ぼしたものである。この制度は我が国にも輸入されて、我が班田取授法時代の兵制となつた。唐の府兵制度を取扱つた文献は、大唐六典卷五の兵部及び卷三十の三府督護州県官吏を初めとして多くあるが、最も要を得ているのは新唐書卷五十の兵志である。よつてこれより主として新唐書の兵志によつて、唐の府兵制度、特に防人制度を究めることとする。

唐の府兵が入営する折衝府の制度が整つたのは、太宗の貞観十年

(舒明天皇八年・西暦六三六年)のことであつて、折衝府には折衝都尉や果毅都尉などの武臣が配属されていたが、折衝府には三等級があつて、定員千二百人のものを上府と言い、千人のものを中府と言ひ、八百人のものを下府と称した。その折衝府の数は唐会要卷七十州県分望道には六百三十四とあり、同書卷七十二府兵の所には六百三十三とあるが、資治通鑑卷百九十四貞観十年の末尾の所にはやはり六百三十四とあり、又新唐書卷五十兵志にも同様に六百三十四とある。その他通典卷二十九折衝府には五百九十四などとなる。かく数字に差異のあるのは、折衝府が現在した年代の相違によるのであるが、太宗の貞観十年頃には六百三十四の折衝府が存在していた。この内、首都の長安がある関内道(函谷関以西の地)には二百

六十一、ほどの折衝府が設けられていた。その首都の長安には、禁衛軍として十二衛と六率府とが設けられてあり、この衛と率府に番上入營するものを衛士と称せられた。天下の各地に所在する諸折衝府は、必ずどれかの衛か率府に隸属していた。府兵の年齢は二十歳から五十九歳までであつたが、衛士はそれより一年遅い二十一歳から始つて五十九歳に終つていた。

又辺境に派遣されてその警備に当るものは鎮戍兵とか、鎮兵とか、戍兵とか、更には防人・防丁と称せられた。この鎮兵、すなわち防人の制度については新唐書の卷五十兵志に、

唐初兵之戍_レ辺者、大曰_レ軍、小曰_レ守捉、曰_レ城、曰_レ鎮、而總_レ之者曰_レ道、若_レ盧龍軍一・東軍等守捉十一、曰_レ平盧道、(中略)此自_レ武德_二至_二天寶_一以前_二辺防_一之制、其軍・城・鎮・守捉、皆有_レ使、而道有_レ大將一人、曰_レ大總管、已而更曰_レ大都督、至_二太宗時_一、行軍征討曰_レ大總管、在_二其本道_一曰_レ大都督、

とあつて、節度使出現以前の唐の辺防制度の概要が述べられている。軍・守捉・城・鎮の四つは防人部隊の編成名であり又駐屯地の種類名であつて、この外に鎮より小さい戍があつたことは、大唐六典卷三十の三府督護州軍官吏の所に見えて居り、鎮の大將は鎮將、戍の大將は戍主であつたことも同書同卷に見えて居る。これ等の諸部隊を總轄する管区として、平盧道を初めとする十二の道が設けられ、

各道には大將として大總管が置かれていた。大總管は後に名称を大都督と改められた。このような唐の辺防制度は、節度使の出現によつて、かなり改められた。そのことについては、新唐書の兵志には、

自_二高宗永徽_一以後、都督帶_レ使持_レ節者、始謂_二之_一節度使、然猶未_二以名_一官、景雲二年以_二賀拔延嗣_一為_二涼州都督_一・河西節度使、自_レ此而後、接_二平開元_一・朔方・隴右・河東・河西諸鎮、皆置_二節度使_一、及_二范陽_一節度使安祿山反犯_二京師_一、天子之兵弱不能_レ抗、遂陷_二兩京_一、肅宗起_二靈武_一、而諸鎮之兵共起誅_レ賊、其後祿山子慶緒及史思明父子繼起、中国大乱、肅宗命_二李光弼等_一討_レ之、号_二九節度之師_一、久_レ之_二大盜既滅_一、而武夫戰卒、以_レ功起_二行陣_一、列為_二侯王者_一、皆除_二節度使_一、由_レ是方鎮、相_レ望於内地、(下略)

とあつて、ここでは唐の第三代高宗の永徽頃から節度使なるものが生れ始め、それが睿宗の景雲二年(七一)から正式の官名となり大都督に代つて辺防の軍隊を指揮するようになった経過を述べ、更にそれが安祿山の乱後は内地にも置かれるようになった顚末をも述べている。安祿山の乱が始まる前の玄宗の天寶元年(七四二)頃には、十節度使が置かれていた。それについては資治通鑑卷二百十五天寶元年正月壬子の条に、

分_二平盧_一別為_二節度_一、以_二安祿山_一為_二節度使_一、是時、天下声教所_レ被

之州、三百二十一、羈縻之州、八百、置十節度。經略以備。邇、安西節度撫寧西域、統龜茲・焉耆・于闐・疎勒四鎮、治龜茲城、兵二萬四千、北庭節度防制突騎施・堅昆、統瀚海・天山・伊吾三軍、屯伊・西二州之境、治北庭都護府、兵二萬人、河西節度斷隔吐蕃・突厥、統赤水・大斗・建康・寧寇・玉門・墨離・豆盧・新泉八軍、張掖・交城・白亭三守捉、屯涼・肅・瓜・沙・會五州之境、治涼州、兵七萬三千人、朔方節度捍禦突厥、（中略）河東節度與朔方犄角、以禦突厥、（中略）范陽節度臨制奚・契丹、（中略）、平盧節度鎮撫室韋・靺鞨、（中略）隴右節度備禦吐蕃、（中略）劍南節度西抗吐蕃、南撫蠻獠、（中略）嶺南五府經略綏靜夷獠、此外又有長樂經略、福州領之、（中略）東萊守捉、萊州領之、東牟守捉、登州領之、各千人、凡鎮兵四十九萬人、馬八万余匹、（下略）

と述べてあり、十節度使は安西・北庭・河西・朔方・河東・范陽・平盧・隴右・劍南・嶺南であつて、その頃の防人の数は四十九万人であつたと言ふ。このように辺境守備の管区司令官の名称は變つたが、配下の防人そのものは、安祿山の乱を契機として均田法や府兵制度が全面的に崩壊するまで、存在し続けた。この唐の防人については、私は既に『社会経済史学』第二十六卷第一号所載拙稿「阿税法成立の由来」や『歴史教育』第八卷第六号所載拙稿「唐の均田法

時代の兵士の身分と特権」で取扱つたが、浜口重國博士の『史学雜誌』第四十一編第十一号と第十二号に連載された「府兵制度より新兵制へ」や、玉井是博氏遺稿集の『支那社会経済史研究』所収「唐代防丁考」などには特にこれを取扱われている。この防人制度が玄宗の時に非常に腐敗墮落し、それが因由となつて阿税法が生れるようになった。

防人の辺境での勤務年限は三年であつたが、玄宗の開元の初めと思われる頃に六年になつた。新・旧唐書の楊炎伝や唐会要卷八十三租税上にある楊炎の阿税法の設置を求めた上奏文中にも「旧制、人丁戌辺者、蠲其租・庸、六歳免婦」とあつて、六年の勤務年限であると言つている。この防人の供給地は主として崤山・函谷関以東の所謂山東地方であつたようである。そのことは資治通鑑卷二百三十二德宗貞元二年（七八六）八月の所にある李泌が德宗に対して府兵のことを述べた説明の中に、

山東戍卒、多齎絹帛自隨、辺將誘之、寄於府庫、昼則苦役、夜熟地牢、利其死、而没入其財、故自天宝以後、山東戍卒還者、什無二三、其殘虐如此、

とあつて、山東出身の防人達が辺境の勤務地に赴くに當つては、多くのものは絹帛を持参したが、辺將達は巧言を以てそれを捲き上げ且つ死に至らしめたから、天宝になつてから山東出身の戍卒で復員

帰還するものは十人の中で二、三人もなかつたと言う。辺将達はその奪つた綯帛を以て中央での孤官運動の資に充てたが、防人達の死亡については一言も上司に報告せず、全員無事に復員したと報告したのである。死亡者を生存者として報告したから、これ等の夥しい死亡者には課税が及ぶのは当然であつて、このような不都合を匡正するために案出されたのが、実に楊炎の首唱せる兩税法である。その委細については私は上記の拙稿「兩税法成立の由来」に述べてある。

兩税法の実施と言うことは、つまりは均田法の廢止を宣言したに他ならない。このような制度の調期的な改正が行われた原因は何んであるかと言へば、それは山東出身の防人達の苦役から起つていたのである。兩税法誕生の立役者は、実に山東出身の防人達であると言わなければならない。このことは、唐の防人の主要構成員は——

すくなくとも玄宗の開元・天宝時代は——山東の出身者であつたことを意味している。何故に防人の主要構成員には山東の出身者がなつたかと言うに、これは府兵に課せられた任務が地域によつて異つていたことによるのであらう。すなわち函谷関から西の関内道の府兵は、首都長安がある重要地域に配置されていたので、首都長安の十二衛と六率府の予備軍としての使命を持つていたと見做さるべきである。従つてその折衝府の数も他地方に比して断然多かつたが、

予備軍である以上は、これをみだりに他に転用することは許されない。防人の差出はどうしても関内道以外の地域に求めなければならぬ。ここを以て、唐では防人差出の使命を崑山・函谷関以東の所謂山東地方の兵員に負わせたのであらう。山東地方を選んだのは、この山東地方に属する当時の河南（今日の山東省と河南省）・河北（今日の河北省）・河東（今日の山西省）の三道には、浜口重國博士の『史学雜誌』第四十一編第十一号に載せた論文「府兵制度より新兵制へ」⁽¹⁾の折衝府の分布状態の所によると、折衝府が関内道に次いで多く設けられて居り、従つて府兵の数が多くて防人を差出す余裕があつたがためであらう。このような唐の防人制度が我が國の防人制度に多分に影響を与えたようである。

二 日本の防人

我が養老の軍防令に定められている兵役制度によると、諸國に軍団が設けられ、そこには將校として大毅・小毅・校尉・旅帥・隊正が配属され、三丁男について一丁男の割合いで兵士を点入したのである。この兵士の中では、軍防令の衛士防人の条文に、

凡兵士向_レ京者、名_二衛士_一、守_二辺者_一、名_二防人_一、

とある如く、唐と同様に京都の警衛に赴くものが衛士であり、辺境の守備に赴くものが防人であつた。又兵士上番の条文には、

凡兵士上番者、向_レ京一年、向_レ防三年、不_レ計_二行程_一、

とあつて、服務期間は衛士は一年、防人は三年であつた。京都に赴いた衛士は衛門府と衛士府に配属された。防人は総て大宰府に配属されて、その管内の筑紫・老岐・対馬の警備に任じたのである。国司部_二領衛士防人_一の条文に、

凡衛士向_レ京、防人至_レ津之間、皆令_二国司親自部領_一、自_二津発日_一、専使部領、付_二大宰府_一、（下略）

とあるは、防人の勤務地へ赴くための集合場所は津、すなわち難波の津であり、そこまでは各国の国司が部領使となつて引率して来るが、ここで輸送宰領の専使が受取つて、海上から大宰府に送りどけるのであつた。又舊_二私糧_一の条文に、

凡防人向_レ防、各齎_二私糧_一、自_二津発日_一、随給_二公糧_一、

とあつて、防人が難波津に来るまでの間の食糧は自弁であるが、難波津からは公弁になることを定めている。大宰府にはその付属の官司として防人司があり、防人正や佐などの官員が居て、防人の事務を取扱つたことは、養老の職員令の大宰府の所に見えている。

養老の軍防令には、以上挙げた防人についての条文の他にもまだ諸規定が見えているが、この防人の名が初めて我が史上に現われるのは、日本書紀孝德天皇大化二年（唐太宗貞觀廿年・西暦六四六年）正月の条にある改新の詔の中に「初脩_二京師_一、置_二畿内国司・郡司_一、

關塞・斥候・防人・駅馬・伝馬」とあるものであつて、この一文では防人を畿内に置くと言うのか、或は他の諸国に置くと言うのか、いずれとも明かに為し難いが、同書天智天皇三年の所の末尾には「是歳、於_二對馬島・老岐島・筑紫国等_一、置_二防与・烽_一」とあつて、天智天皇三年（六六四）に對馬・老岐・筑紫に防人を置いたことを明かにしている。これは三韓に對するものであるは説明を要しない。

又同書持統天皇三年（六八九）二月の条に「詔、筑紫防人、滿_二年限_一者替」とあるは、防人には勤務年限の定めが既に出来ていたことを明かにしているものである。大宝・養老の律令の施行期に入つてからは、続日本紀聖武天皇天平二年（唐玄宗開元十八年・西暦七三〇年）九月の己卯の条に、

停_二諸国防人_一、

と先ず見えている。この一文は「諸国に置かれていた防人をやめた」と言う意味にも解されるし、「諸国から差出する防人をやめた」との意味にも解される。従來の説明では、諸国から差出するのをやめて、東国だけから差出するようにしたのであるとしているが、これは早計な判断であらう。この一文に東国と言う意味はどこにも現われて居らない。成程、既に掲げた養老の軍防令の国司部_二領衛士防人_一の条文には「防人至_レ津之間」とか「付_二大宰府_一」とあつて、東国の防人を難波津に集めて、それを大宰府に交付する定めであるか

のように見えるが、「防人至津之間」には東国の防人と言う文字は全く現われて居らず、東国以外の防人も津に集ることもあり得る訳であり、更には又養老の律令は元正天皇の養老二年（唐玄宗開元六年・西暦七一八年）に編纂されたものの、その施行は孝謙天皇の天平宝字元年（唐肅宗至德二年・西暦七五七年）からであるから、「停諸国防人」と言う詔が出された天平二年（七三〇）の頃には、まだ養老の軍防令などは施行されて居らず、大宝の軍防令が施行されていたのである。大宝令に「防人至津之間」と言う句があつたかどうか不明である。天平二年の詔の「停諸国防人」とあるのを直ちに東国からのみ防人を差出することに改めたのであると解するのは、甚だ同意し難いのである。多分これは後年に東国からのみ防人を大宰府へ差遣するようになったので、その事実から逆推して、かく断定しているのであろう。この一句は「諸国に置かれていた防人をやめて、筑紫・沓岐・対馬だけに防人を置くことにした」と解さるべきであらう。かく解しないと次に現われる続日本紀天平九年九月癸巳の条の

是日、停筑紫防人、歸于本郷、差筑紫人、令戍沓岐・対馬、とある一文の解釈が出来ないことになるであらう。これは筑紫に置かれていた防人も天平九年九月に廃止し、沓岐と対馬には筑紫の人を防人として差遣するようにしたとのことである。嚮の諸国防人を

諸国出身の防人と解すれば、この筑紫防人は当然に筑紫出身の防人と解しなければならぬ。嚮のを東国出身以外の防人をやめたとするならば、この筑紫出身の防人はない筈である。天平二年の「停諸国防人」と天平九年の「停筑紫防人」とは、その文体が全く同一である。しかればその文意も全く同一でなければならぬ。

「停諸国防人」を「東国以外の諸国出身の防人をやめる」と解釈し、「停筑紫防人」を「筑紫に置かれてある防人をやめる」と解釈するのは、明かに矛盾せる解釈である。大日本古文書卷二や竹内理三教授編寧楽遺文上巻正税帳に収められている天平十年の駿河国の正税帳には、旧防人としてこの国を通過した伊豆・甲斐・相模・安房・上総・下総・常陸の七国出身の防人数や、遠江の旧防人部領使・同史生及び駿河の旧防人部領使史生・同軍団少毅のことが記載されているが、これは旧と記されているように、前年の天平九年九月に筑紫の防人をやめたので、そこより翌天平十年に復員帰還した各国の防人達に他ならぬのである。これのみであれば、いかにも東国出身の防人達のように思われるが、これは駿河の国を起点としたからである。

天平九年九月にやめられた筑紫の防人は、その後に復活されたようであつて、天平九年より二十年後の続日本紀孝謙天皇天平宝字元年（唐肅宗至德二年・西暦七五七年）閏八月壬申の条には、

勅曰、大宰府防人、頃年差坂東諸国兵士發遣、由是、略次之
 国、皆苦供給、防人産業、亦難并濟、自今已後、宜差西海道
 七国兵士合一千人充防人司、依式鎮戍、其集府之日、便習五
 教、事具別式、

とあつて、東国坂東出身の防人が大宰府に差遣されていたことを伝
 えている。ここに初めて坂東諸国を中心とする東国出身の防人の名
 が現われて来るが、この差遣は頃年とあるから、天平宝字元年を去
 ることあまり遠くない年に始つたようである。この事実は万葉集に
 よつても知り得られる。万葉集にはその巻十四と巻二十とに防人達
 の歌が載せられているが、巻二十には「天平勝宝七歳乙未二月、相
 替りて筑紫に遣さるる諸国の防人達の歌」とあつて、天平宝字元年
 より二年前の天平勝宝七歳（唐玄宗天宝十四年・西暦七五五年）に
 筑紫に差遣された防人が作つた歌が見えて居り、更には「右の八首
 は昔年の防人の歌なり。主典刑部少録正七位上齋余伊美吉諸君が抄
 写して兵部少輔大伴宿禰家持に贈れり」として八首の防人が作つた
 歌をも載せているし、「昔年相替りし防人の歌一首」として一首の
 歌を載せている。昔年とは天平勝宝七歳より以前の年と言うことで
 あつて、防人の勤務期間は三年であつたから、多分天平勝宝七歳か
 ら三年前の天平勝宝四年のことであろう。天平勝宝年間このよう
 に筑紫へ防人の差遣のあつたことは、上記天平宝字元年の勅に「大

宰府防人、頃年差坂東諸国兵士發遣」とある頃年に相符合するの
 である。又万葉集巻二十には防人の出身地が記されているが、それ
 は遠江・相模・駿河・常陸・上野・下野・上総・下総・信濃・武蔵
 の十カ国であつて、これも上記詔勅に坂東諸国の兵士とあるに相符
 合するのである。かく東国出身の防人が筑紫に赴いて勤務すること
 は、非常な苦役であるから、天平宝字元年にこれをやめて、西海道
 七国の兵士一千人を以てその代りに充てることとしたのである。

天平宝字元年に東国出身の防人を筑紫に差遣することを中止して
 から十年後の称徳天皇天平神護二年（唐代宗大暦元年・西暦七六六
 年）に、また差遣するようになった。それは続日本紀天平神護二年
 四月壬辰の条に、

大宰府言、防賊戍辺、本資東国之軍、持衆宣威、非是筑紫
 之兵、今割筑前等六国兵士、以爲防人、以其所遣、分番上下、
 人非勇健、防守難濟、望請、東国防人、依旧配戍、勅、修理
 陸奥城柵、多興東国力役、事須彼此通融各得其宜、今聞、東国防
 人、多留筑紫、宜加檢括、且以配戍、即隨其數、簡却六国所
 遣防人、具狀奏來、計其所欠、差点東人、以填三千、斯乃東
 国勞輕、西辺兵足、

とある。既にやめていた東国出身の防人を復活して筑紫に差遣し、
 筑紫出身の防人に混えて三千人として辺防に当らしめようとの大宰

府の要求に朝廷が応じて、そのように処置したのである。しかしこの復活も次の光仁天皇の在位を経て桓武天皇の治世に入ると、また廃止されて、それ以後は復活を見なかつたのである。すなわち類聚三代格卷十八軍毅兵士鎮兵事の所にある桓武天皇延暦十四年十一月廿二日の太政官謹奏に「廢防人」以兵士充邊戍事に、

右謹檢案内、太政官去延暦二年五月廿二日騰勅符称、縁蝦夷騒動、停相替邊戍、人懷土、況久羈旅、宜就彼防簡願留徒、并括旧防逃留、以配常戍其所欠者、差当士兵士補之者、今聞、防人相替、一周為期、久倦戍場、自廢家業、加以防人為費、触事尤多、臣等望請、專廢防人、各差当士兵士、彼此量便、配其常戍、唯老岐對馬等二戍、隔海懸遠、有煩往還、一依旧例、以為防人、夫旧防人、 編付以点兵士、如不願留、及欲隨父者、差押領使、依例進上、其防人之官、同從停廢、臣等商量、具件如前、依聽天裁、謹以申聞、謹奏、

とある。この太政官の謹奏によると、桓武天皇の延暦二年(七八三)五月には東国出身の防人を筑紫に派遣交代することを中止し、ただ東国出身の防人の中で筑紫に留まることが希望するものとか、逃亡して発見されてつれ戻されたものなどを以て常戍防人として筑紫にとどめ、その不足の分は当土の兵士を以て補うこととした。これは蝦夷が叛いたがためである。かく延暦二年に防人制度は改められた

が、延暦十四年十一月の太政官の謹奏では、この筑紫の防人や大宰府の防人司はやめにし、ただ老岐と對馬には、旧の如く防人を置くと言うのであつた。この謹奏は納れられて、実行されたことは、日本後紀桓武天皇延暦廿三年六月甲子の条に、

大宰府言、老岐島防人糧、受筑前穀、運漕艱苦、屢致漂失、伏望、廢六国所配防人廿人、以当島兵士三百人、分番配置、不勞給糧、許之、

とあつて、延暦廿三年頃は老岐には筑紫六国出身の防人が置かれてあり、それをも廃止したとあることからしても、諒知されるであらう。對馬の防人もその頃に廃止されたのであらう。この延暦廿三年に廃止された老岐の防人は、悉くが筑紫六国の出身者であつて、東国出身者は最早や一人も含まれて居らない。このことは、延暦十四年十一月廿二日の太政官の謹奏によつて、東国出身の防人は完全に姿を消したことを意味するのである。延暦廿三年以後にも防人の復活があるが、いずれの場合にも、東国出身の防人の名は現れず、東国出身の防人は延暦十四年を以て完全に無くなつたのである。

三 東国から防人が出た理由

我が班田収授法時代に筑紫・老岐・對馬の警備のために、東国出身の防人が特に差遣されたのは、奈良朝の孝謙天皇の天平勝宝年間

の前半に始つて、平安朝の初期である桓武天皇の延暦十四年に終る約四十余年間のことである。特に初めの天平勝宝頃は、東国出身の防人だけがこの方面の警備を担当した。その後は東国出身者と筑紫出身者との混成軍であつた。このように奈良朝の天平勝宝年間から、東国出身の防人が特に浮び上るようになったのは、如何なる理由によるのであろうか。距離の点から言えば、中国や四国などの西国方面から差遣さるべきである。それを態々遠方であり、且つ蝦夷地経営の後方基地と言う重大な使命を負う坂東及びその付近の東国から、無理をして貴重な兵員中から多数の防人を割いて九州に差遣したのは、何か特別な理由がなければならぬ。私はこれは唐の玄宗時代の防人制度を多分に摂取したためと思う。唐の玄宗時代の防人は、主として山東出身者であつたことは、既に第一節の所で述べて置いた。この唐の玄宗の時の防人は山東出身であると言う所から、我が防人の東国出身と言うことが生れて来るのである。その理由は我が孝謙天皇が在位した天平勝宝の八年間、及び天平宝字二年までの間は、唐の玄宗の天宝八年（七四九）から十四年（七五五）までと、肅宗の至徳の二年を経て乾元元年（七五八）に至たるの間に当るのである。この孝謙天皇の在位時代が唐の文化を多く採り入れた我が奈良朝の中でも、唐への一辺倒の最も強い時であり、唐の文化を摂取することが最も早く且つ忠実な時であつた。このこと

については、私は『文化』第十六卷第六号所載拙稿「奈良朝孝謙天皇時代の詔勅二つ」に論じてある。その孝謙天皇の詔勅二つと言うのは、その一つは続日本紀孝謙天皇天平勝宝七年（七五五）正月甲子の所にある

勅、為_レ有_レ所_レ思、宣改天平勝宝七年_二為_一天平勝宝七歲、

と言う詔であつて、年を歳と改めるのであるが、これは玄宗が天宝三年（七四四）正月に詔を發して（唐大詔令集卷四）、年を載に改めたのを真似たものであり、他の一つは続日本紀孝謙天皇天平宝字元年（七五七）四月辛巳の所にある中男・丁男の年齢の引き上げ、孝經一本の各家藏、隱逸者の優遇についての詔であつて、この詔は長文であるを以て、ここに掲載することは省略するが、この詔は玄宗が天宝三年（七四四）十二月に發した親_二祭九宮壇_一大赦天下_一制（唐大詔令集卷七十四）を殆んどそのまま模倣したものである。以上の二詔勅を以てしても判る如く、この頃は非常に早さで彼の制度を採り入れ、非常に相似た制度を実施したのであるから、彼の山東出身の防人に倣つて我國でも東国出身の防人を造つたのであると見做しても、不自然な判断ではなからう。天平勝宝七年に、彼に倣つて年を以て歳と改めたが、続日本紀孝謙天皇天平宝字元年八月甲午の条に、宣改天平勝宝九歲八月十八日_一以為_一天平宝字元年、とある如く、天平宝字元年八月甲午には歳を以て又本来の年に復帰

せしめたが、その翌月の閏八月壬申には、既に掲げた如く、詔勅を以て東国出身の防人をやめて西海道七国の兵士を以て防人に当てることにしたのである。歳をやめて年への復帰と、東国出身の防人をやめることを殆んど同時に行つたのは、彼の制度の模倣の関連性を示すものではなからうか。

① 『史学雑誌』四一ノ十一所載の浜口重国博士の論文「府兵制度より新兵制へ」(一)第四節折衝府を参照されし。

② 資治通鑑卷一九四と新唐書卷五十には関内道の折衝府の数は二百六十一となつてゐるが、唐会要卷七二には三百六十一となつてゐる。今は資治通鑑と新唐書とに従つて置く。

③ 十二衛とは左右衛・左右驍衛・左右武衛・左右威衛・左右领军衛・左右金吾衛であり、六率府とは左右衛率府・左右司禦率府・左右清道率府である。

④ 浜口重国博士の調査せる折衝府の分布状態は、関内道は二百七十六、河南道は八十六、河東道は百四十九、河北道は四十一、隴右道は三十三、山南道は十三、淮南道は七、江南道は四、劍南道は十、嶺南道は四である。

⑤ 唐では防人のことを鎮兵とか鎮戍兵などとも称したが、我が国では制度が整つてからの防人と言へば、筑紫・宅岐・対馬の警備に任じた兵士であつて、蝦夷に対する警備に当つた兵士は、これを鎮兵と特に称した。純日本紀孝謙天皇天平宝字元年四月辛巳の詔の中にも「兵士并防人・鎮兵・衛士・火頭・仕丁・云云」とあるごとく、防人と鎮兵とは別物として取扱つてゐるし、類聚三代格卷十八軍毅兵士鎮兵事には、陸奥へ派遣の鎮兵が、普通の兵士とは区別して取扱われている例が見えてゐる。

⑥ 『史学雑誌』四七ノ八所載坂本太郎博士論文「養老律令の施

行に就いて」を参照されし。

⑦ 大日本古文書卷二や竹内理三教授編寧寧遺文上巻正税帳にある天平十年の周防国の正税帳には、

向京防人參般供給額補壹仟捌伯陸拾漆東

鹽肆斗^{人別日}直福陸東陸把^{六升}

右、依部領使大宰府少判事從七位下錦部連

定麻呂去天平十年四月十九日牒、供給如件、

中般防人玖伯伍拾參人二日半料額補玖伯陸拾壹東

食料玖伯伍拾參東^{人別日}

鹽肆斗漆升陸合伍夕^{人別日}直福捌東

右、依部領使正六位下上道臣千代去天平十年五月八日牒、

供給如件、

後般防人壹伯貳拾肆人二箇日料額補壹伯東

食料玖拾玖東貳把^{人別日}

鹽肆升玖合陸夕^{人別日}直福捌把

右、依部領使大宰史生從八位下小長谷連常

人去天平十年六月十二日牒、供給如件、

とあつて、これは天平十年に京都に向う防人を大宰府の職員が部領して、周防の国を通過した記録である。京都に番上するのは衛士であつて防人ではないから、この記録は前年の天平九年九月に筑紫の防人を廃止したので、その廃止によつて不用となつた防人を衛士に転用するために、大宰府の職員が部領して周防国を通過し、京都に向つたのを記したものであろう。

⑧ この防人作の一首だけを載せるならば、それは「闇の夜の行く先知らず行く吾を何時来まさむと問ひし児らはも」とあるものである。

昭和三十五年八月二十三日稿了。

Border Defenders from the Eastern Countries

by

Shizuo Sogabe

The *Fu-ping* 府兵 system, originated in *Si-wei* 西魏, was introduced to *T'ang* 唐 through *Pe-chou* and *T'uo* 北周・隋. Border defenders were a special feature of the *Fu-ping* 府兵 system in *T'ang*, many coming from *Shan-tung* 山東. This system was introduced into Japan's military system in the *Ritsuryô* 律令 period, and in our system, too, there were *Sakimori* 防人 who defended particularly *Tsukushi* 筑紫, *Iki* 壱岐, and *Tsushima* 対馬, and come mainly from *Tôgoku* 東国. Then what significance has this similarity? The answer is that our system followed the Chinese example.